



平成 22 年 7 月 28 日

各 位

会 社 名 JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役会長 兼 社長 兼 CEO 河原 春郎
 (コード番号 6632 東証第一部)
 問合せ先 取締役 兼 CFO 不破 久温
 (TEL 045-444-5232)

新株予約権の目的である株式の数および行使価額等の調整に関するお知らせ

当社が平成 22 年 6 月 24 日開催の定時株主総会において決議しました株式併合にともない、平成 21 年 7 月 28 日に発行しました第 1 回乃至第 8 回新株予約権の目的である株式の数および行使価額等を、平成 22 年 8 月 1 日以降、下記のとおり調整することとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権の目的である株式の数の調整

銘柄	調整前	調整後
第 1 回乃至第 8 回新株予約権	本新株予約権の目的である株式の種類および総数は当社普通株式 20,000,000 株とする (本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数は、500,000 株とする。)	本新株予約権の目的である株式の種類および総数は当社普通株式 2,000,000 株とする (本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数は、50,000 株とする。)

2. 行使価額の調整

銘柄	調整前行使価額	調整後行使価額
第 1 回乃至第 8 回新株予約権	116 円	1,160 円

3. 行使価額の修正条項の調整

銘柄	調整前	調整後
第 1 回乃至第 8 回新株予約権	行使価額修正決議日の前銀行営業日の株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) における当社普通株式の普通取引の終値 (気配表示を含まない。以下同じ。) (当日に当該終値がない場合は、その日に先立つ直近日の当該終値とする。) が、29 円 (ただし、本新株予約権の新株予約権要項第 6 項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。) を上回る場合には、修正開始日以降、本新株予約権の新株予約権要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定することができる。	行使価額修正決議日の前銀行営業日の株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) における当社普通株式の普通取引の終値 (気配表示を含まない。以下同じ。) (当日に当該終値がない場合は、その日に先立つ直近日の当該終値とする。) が、290 円 (ただし、本新株予約権の新株予約権要項第 6 項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。) を上回る場合には、修正開始日以降、本新株予約権の新株予約権要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定することができる。

4. 取得条項の調整

銘柄	調整前	調整後
第1回乃至第8回新株予約権	当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が、29円（ただし、本新株予約権の新株予約権要項第6項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）を下回った場合、当該20連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。	当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が、290円（ただし、本新株予約権の新株予約権要項第6項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）を下回った場合、当該20連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。

5. 適用日

平成22年8月1日以降

6. 調整事由

平成22年6月24日開催の当社定時株主総会において決議しました株式併合にともない、第1回乃至第8回新株予約権の予約権要項の定めにしたがい、新株予約権の目的である株式の数および行使価額等を調整するものです。

以上